

箱根町景観形成修景費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の景観形成を推進するため、景観形成に寄与する修景に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年町規則第8号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「修景」とは、次条に規定する対象建築物等について、景観に配慮して行う修繕若しくは模様替又は色彩の変更その他の行為をいう。

(対象建築物等)

第3条 補助の対象とする建築物等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 既存建築物であること。
- (2) 既存建築物に附属する建築設備であること。
- (3) 既存建築物の敷地であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 個人にあつては、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (3) 法人にあつては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員でないこと。

(4) この要綱により既に補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、修景に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、別表に定める額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、箱根町景観形成修景費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建築物、土地等の所有状況が確認できる書類
- (2) 修景箇所の現況写真
- (3) 修景に要する費用の見積書
- (4) 修景に係る図面
- (5) 役員等氏名一覧表（第2号様式、申請者が法人又は団体の場合）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(県警本部への確認)

第7条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の交付決定を受けた者が、第4条第2号又は第3号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経営本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、第6条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、交付するときは箱根町景観形成修景費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、交付しないときは箱根町景観形成修景

費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付内容変更等の申請)

第9条 前条の規定により、箱根町景観形成修景費補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、申請内容に変更が生じたとき又は申請を取り下げるときは、箱根町景観形成修景費補助金交付(変更・取下げ)申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付内容変更等の決定)

第10条 町長は、前条の規定により交付内容変更等の申請があったときは、補助対象者に対して箱根町景観形成修景費補助金交付決定(変更・取消)通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、箱根町景観形成修景費補助金交付決定(変更・取消)通知書により、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付に当たり付した条件又はこの要綱の規定に反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める事由が生じたとき。

(報告)

第12条 補助対象者は、補助対象となる修景の施工完了後、速やかに箱根町景観形成修景完了報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 修景に要する費用の領収書の写し
- (2) 施工写真(施工前、施工中、施工後で比較できるもの)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の報告とともに、箱根町景観形成修景費補助金交付請求書(第8号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の報告書等を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

別表(第5条関係)

施工内容	補助対象経費	補助率	上限額
空調室外機等の修景	・空調室外機等が目視で確認できないように設置する外囲い等の設置費	1/2	50,000 円
建築物の外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・建築物の屋根や外壁に係る外観修景費 ※修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の2分の1を超えるもの	1/2	50,000 円
店舗の看板等の修繕	・屋外広告物等の修景費 ※建築物の壁面看板及び独立して設置している看板のいずれにも該当	1/2	50,000 円
建築物の外観に対する景観形成に資する建築	・ルーバーや格子等の設置費 ・天然木による下見板張り仕上げに要する経費	1/2	50,000 円

部材等の設置	・本漆喰による仕上げに要する経費		
生垣の設置	以下の全てに該当するもの ・道路等に接する部分の総延長が3m以上 ・樹木の高さがおおむね90cm以上 ・植栽本数が1mにつき3本以上 ・樹木帯（奥行）が30cm以上	1/2	50,000 円
備考 その他良好な景観形成に資すると認められる事業を補助対象とする。			